



山形県公報

平成20年2月12日(火)
第1916号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                                  |               |        |
|----------------------------------|---------------|--------|
| 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定..... | (置賜総合支庁福祉課)   | ...157 |
| 肥料の登録.....                       | (エコ農業推進課)     | ...158 |
| 肥料の登録の有効期間の更新.....               | (同)           | ...同   |
| 公共測量の実施の通知.....                  | (管理課)         | ...同   |
| 都市計画の変更の案の縦覧.....                | (都市計画課)       | ...159 |
| 同.....                           | (同)           | ...同   |
| 道路の区域の変更.....                    | (庄内総合支庁建設総務課) | ...同   |
| 同.....                           | (同)           | ...160 |
| 同.....                           | (同)           | ...同   |
| 同.....                           | (同)           | ...161 |
| 同.....                           | (同)           | ...同   |
| 同.....                           | (同)           | ...同   |
| 同.....                           | (同)           | ...162 |
| 県道の供用の開始.....                    | (同)           | ...同   |
| 同.....                           | (同)           | ...同   |
| 同.....                           | (同)           | ...同   |
| 同.....                           | (同)           | ...163 |

### 公 告

|                                    |               |        |
|------------------------------------|---------------|--------|
| 平成19年度2等海士及び2等空士として採用する自衛官の募集..... | (市町村課)        | ...同   |
| 特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....            | (庄内総合支庁企画振興課) | ...同   |
| 山形県労働委員会委員候補者の推薦.....              | (雇用労政課)       | ...164 |

## 告 示

### 山形県告示第120号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成20年2月12日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                            | 障害福祉サービスの種類    | 指定年月日    |
|------------------------------|----------------------------------------|----------------|----------|
| 医療法人社団公德会<br>南陽市栲塚948番地の1    | 精神障害者社会復帰施設援護寮<br>ひだまりの家<br>南陽市栲塚926番地 | 短期入所           | 平成20.2.1 |
| 社会福祉法人南陽<br>南陽市宮内3750番地の1    | ほなみホームヘルパーステーション<br>南陽市宮内4653番地の1      | 居宅介護<br>重度訪問介護 | 同        |

|                                  |                                       |                        |   |
|----------------------------------|---------------------------------------|------------------------|---|
| 社会福祉法人南陽市社会福祉協議会<br>南陽市赤湯215番地の2 | 南陽市社会福祉協議会<br>訪問介護事業所<br>南陽市赤湯215番地の2 | 居 宅 介 護<br>重 度 訪 問 介 護 | 同 |
|----------------------------------|---------------------------------------|------------------------|---|

山形県告示第121号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条第1項の規定により、次のとおり肥料の登録をした。  
平成20年 2月12日

山形県知事 齋 藤 弘

| 登録番号     | 肥料の種類   | 肥料の名称         | 保証成分量(%)                          | その他の規格                  | 生産業者    |               | 登録年月日      |
|----------|---------|---------------|-----------------------------------|-------------------------|---------|---------------|------------|
|          |         |               |                                   |                         | 名称      | 住所            |            |
| 山形県第468号 | 混合有機質肥料 | 油かす入りバイオ肥料コーユ | 窒素全量 3.0<br>りん酸全量 6.0<br>加里全量 2.0 | 含有成分の許容範囲を定め、有成分の含有率は格別 | コーユ株式会社 | 酒田市松美町13番地212 | 平成19. 3.16 |
| 山形県第469号 | 同       | エリート有機07      | 窒素全量 4.0<br>りん酸全量 5.5<br>加里全量 2.0 | 同                       | 同       | 同             | 平成20. 1.31 |

山形県告示第122号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。  
平成20年 2月12日

山形県知事 齋 藤 弘

| 登録番号     | 肥料の種類        | 肥料の名称       | 保証成分量(%)                          | その他の規格                  | 生産業者          |              | 有効期限       |
|----------|--------------|-------------|-----------------------------------|-------------------------|---------------|--------------|------------|
|          |              |             |                                   |                         | 名称            | 住所           |            |
| 山形県第459号 | 混合有機質肥料      | 粒状なたね油かす70  | 窒素全量 4.0<br>りん酸全量 2.7<br>加里全量 1.3 | 含有成分の許容範囲を定め、有成分の含有率は格別 | 北日本くみあい飼料株式会社 | 宮城県石巻市三河町4番地 | 平成22. 8.20 |
| 山形県第460号 | なたね油かす及びその粉末 | 粒状なたね油かす100 | 窒素全量 5.0<br>りん酸全量 2.0<br>加里全量 1.0 |                         | 同             | 同            | 平成25. 8.20 |

山形県告示第123号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により独立行政法人都市再生機構山形都市開発事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。  
平成20年 2月12日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 公共測量を実施する地域  
山形市大字松原地域、上山市金瓶地域
- 2 公共測量を実施する期間  
平成20年 2月15日から同年 3月31日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（4級基準点測量）

## 山形県告示第124号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定により次の都市計画を変更するため、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成20年2月12日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 尾花沢都市計画公園
- (2) 名称 6・5・1号尾花沢公園

## 2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分 尾花沢市大字尾花沢字横長根山内地内
- (2) 削除する部分 なし

## 3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成20年2月13日から同月26日まで
- (2) 場所 土木部都市計画課及び村山総合支庁建設部北村山道路計画課並びに尾花沢市役所

## 4 その他

この都市計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

## 山形県告示第125号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定により次の都市計画を変更するため、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成20年2月12日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 都市計画の種類及び名称

大江都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

## 2 都市計画を変更する土地の区域

昭和11年内務省告示第407号(都市計画区域の指定)、昭和35年建設省告示第2707号(都市計画区域の変更)及び昭和43年建設省告示第2775号(都市計画区域の変更)で決定した区域並びに次の区域

西村山郡大江町大字本郷字牛巻沢、字稻荷壇の一部及び字下夕原の一部並びに同町大字小見字向、字下、字原及び字大山の一部

## 3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成20年2月13日から同月26日まで
- (2) 場所 土木部都市計画課及び村山総合支庁建設部西村山道路計画課並びに大江町役場

## 4 その他

この都市計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

## 山形県告示第126号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成20年2月12日から同月25日まで縦覧に供する。

平成20年2月12日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 道路の種類 県道

## 2 路線名 円能寺砂越停車場線

## 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区               | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長      |
|-----------------|---|------|----------|---------|
| 酒田市榑橋字荒町104番6から |   | 旧    | 24.8メートル | 661メートル |
| 同 飛鳥字大林168番1まで  |   |      | 9.8      |         |
| 同               | 上 | 新    | 24.8メートル | 同上      |
| 酒田市榑橋字荒町104番6から |   |      | 9.8      |         |
| 同 飛鳥字大林120番4まで  |   |      | 45.0メートル | 624メートル |
|                 |   |      | 12.6     |         |

## 山形県告示第127号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成20年2月12日から同月25日まで縦覧に供する。

平成20年2月12日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 酒田松山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区               | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長      |
|-----------------|---|------|----------|---------|
| 酒田市飛鳥字大林151番1から |   | 旧    | 24.8メートル | 661メートル |
| 同 榑橋字荒町104番1まで  |   |      | 9.8      |         |
| 同               | 上 | 新    | 24.8メートル | 同上      |
| 酒田市飛鳥字大林119番2から |   |      | 9.8      |         |
| 同 榑橋字荒町104番1まで  |   |      | 45.0メートル | 624メートル |
|                 |   |      | 12.6     |         |

## 山形県告示第128号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成20年2月12日から同月25日まで縦覧に供する。

平成20年2月12日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 面野山鶴岡線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長      |
|------------------|---|------|----------|---------|
| 鶴岡市福田字八日田176番1から |   | 旧    | 11.8メートル | 135メートル |
| 同 122番1まで        |   |      | 7.0      |         |
| 同                | 上 | 新    | 13.8メートル | 同上      |
|                  |   |      | 9.6      |         |

## 山形県告示第129号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成20年2月12日から同月25日まで縦覧に供する。

平成20年2月12日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田沢下新田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区               | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延 長         |
|-----------------|---|------|------------------|-------------|
| 酒田市山元字古山神15番1から |   | 旧    | 31.2メートル         | メートル<br>302 |
| 同 2番1まで         |   |      | 9.6              |             |
| 同               | 上 | 新    | 35.0メートル<br>14.6 | 同 上         |

## 山形県告示第130号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成20年2月12日から同月25日まで縦覧に供する。

平成20年2月12日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鶴岡村上線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員           | 延 長         |
|------------------|---|------|-----------------|-------------|
| 鶴岡市下田沢字滝ノ俣17番2から |   | 旧    | 17.2メートル        | メートル<br>580 |
| 同 上田沢字真棒25番1まで   |   |      | 7.4             |             |
| 同                | 上 | 新    | 17.2メートル<br>9.0 | 同 上         |

## 山形県告示第131号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成20年2月12日から同月25日まで縦覧に供する。

平成20年2月12日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鶴岡羽黒線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区             | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延 長        |
|---------------|---|------|------------------|------------|
| 鶴岡市日出二丁目9番3から |   | 旧    | 20.0メートル         | メートル<br>22 |
| 同 上 まで        |   |      | 16.2             |            |
| 同             | 上 | 新    | 20.0メートル<br>20.0 | 同 上        |

## 山形県告示第132号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成20年2月12日から同月25日まで縦覧に供する。

平成20年2月12日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 添川上藤島線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区              | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長      |
|----------------|---|------|----------|---------|
| 鶴岡市渡前字太田20番5から |   | 旧    | 13.4メートル | 160メートル |
| 同 43番1まで       |   |      | 11.8     |         |
| 同              | 上 | 新    | 16.8メートル | 同上      |
|                |   |      | 15.0     |         |

## 山形県告示第133号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成20年2月16日から同月25日まで縦覧に供する。

平成20年2月12日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 田沢下新田線
- 2 供用開始の区間 酒田市山元字古山神15番1から  
同 3番1まで
- 3 供用開始の期日 平成20年2月12日

## 山形県告示第134号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成20年2月12日から同月25日まで縦覧に供する。

平成20年2月12日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 鶴岡村上線
- 2 供用開始の区間 鶴岡市下田沢字中山口74番1から  
同 上田沢字真棒25番1まで
- 3 供用開始の期日 平成20年2月12日

## 山形県告示第135号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成20年2月12日から同月25日まで縦覧に供する。

平成20年2月12日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 鶴岡羽黒線
- 2 供用開始の区間 鶴岡市日出二丁目9番3から  
同 上まで
- 3 供用開始の期日 平成20年2月12日

## 山形県告示第136号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成20年2月12日から同月25日まで縦覧に供する。

平成20年2月12日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 添川上藤島線
- 2 供用開始の区間 鶴岡市渡前字太田20番5から  
同 43番1まで
- 3 供用開始の期日 平成20年2月12日

## 公 告

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、2等海士及び2等空士として採用する自衛官の募集を次のとおり行う。

平成20年2月12日

山形県知事 齋 藤 弘

### 1 募集期間等

| 募集種目及び募集人員                 | 募集期間                           | 試験期日           | 試験の概要                        | 試験場の位置 | 試験場の名称     | 採用時期        |
|----------------------------|--------------------------------|----------------|------------------------------|--------|------------|-------------|
| 2等海士（男子若干名）<br>2等空士（男子若干名） | 平成20年<br>2月12日<br>から同19<br>日まで | 平成20年2月<br>24日 | 筆記試験<br>口述試験<br>適性検査<br>身体検査 | 東根市    | 陸上自衛隊神町駐屯地 | 平成20年<br>3月 |

### 2 応募手続

応募しようとする者は、自衛隊山形地方協力本部において志願票及び受験票を受け取り、これに所定の事項を記入して、住所地を管轄する市町村長又は自衛隊山形地方協力本部に提出すること。

### 3 その他

詳細については、自衛隊山形地方協力本部（電話023(622)0711）、市役所、町村役場又は山形県総務部市町村課（電話023(630)2075）に問い合わせること。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成20年2月12日

山形県知事 齋 藤 弘

### 1 申請のあった年月日

平成20年1月30日

### 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

#### (1) 名称

特定非営利活動法人 山形県キャリア・コンサルタント協会

#### (2) 代表者の氏名

加藤 博

#### (3) 主たる事務所の所在地

鶴岡市道形町12 - 3

#### (4) 定款に記載された目的

この法人は、雇用機会を求める求職者等に就職のために必要となる知識やスキル等の支援を行なうと共に、職業能力を高めようとする労働者に対しエンプロイアビリティの向上に必要な知識やスキル、情報を提供し自立と成長を支援することで、地域における人材の育成と地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

山形県労働委員会の第40期委員の補欠の労働者委員を2名任命したいので、労働組合法(昭和24年法律第174号)第19条の12第3項及び労働組合法施行令(昭和24年政令第231号)第21条第1項の規定により、次のとおり労働者委員の候補者の推薦を求める。

平成20年2月12日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 推薦資格を有するもの  
山形県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の山形県労働委員会の証明を受けた労働組合
- 2 推薦される者の資格  
禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者以外の者であること。
- 3 推薦手続  
別記様式による推薦書に次に掲げる書類を添付して提出すること。  
(1) 被推薦者の履歴書  
(2) 委員に就任することについての被推薦者の内諾書  
(3) 推薦をする労働組合の労働組合法施行令第21条第3項の規定による山形県労働委員会の証明書
- 4 推薦期間  
平成20年2月25日(月)から同月29日(金)まで
- 5 推薦書の提出先  
商工労働観光部雇用労政課

別記様式

年 月 日

山形県知事 殿

事務所の所在地

(電話番号 )

労働組合名

代表者氏名

印

推 薦 書

労働組合法第19条の12第3項及び労働組合法施行令第21条第1項の規定による山形県労働委員会の第40期委員の補欠の労働者委員の候補者の推薦の求めに応じ、当該委員の候補者として下記の者を推薦します。

記

| 氏名 | 生年月日      | 住所<br>(電話番号) | 連絡先<br>(電話番号) | 現職 | 略歴 | 備考 |
|----|-----------|--------------|---------------|----|----|----|
|    | 年 月 日生(歳) | 郵便番号         | 郵便番号          |    |    |    |